

台東区

我が家の省エネ・創エネアクション 支援制度の申請の手引き

助成金制度メニュー



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 1 家庭用燃料電池(エネファーム)設置
- 2 雨水貯留槽(雨水タンク)設置
- 3 共同住宅共用部用LED照明改修
- 4 太陽光発電システム(戸建住宅用・共同住宅共用部用)設置
- 5 家庭用蓄電池システム設置
- 6 高反射率塗料施工(戸建住宅用・共同住宅共用部用)
- 7 窓・外壁等の遮熱・断熱改修
- 8 屋上・壁面・地先・駐車場緑化・プランター設置



その他支援制度メニュー

- 1 省エネナビの貸し出し
- 2 共同住宅向け省エネコンサルタント派遣
- 3 家庭向けソーラー診断

*詳しくはお問い合わせください

● 助成金を受けるための条件 ※以下、全ての条件を満たす必要があります

- 1 区内の建物に新規に対象機器を導入すること。
(建物が自己所有でない場合は、所有者の承諾を得ていること)
- 2 対象機器は新たに購入する未使用のものであること。
- 3 住民税(事業者にあっては事業税、法人税及び所得税)を滞納していないこと。
- 4 **工事の前**に申請し、交付決定後に工事を行うこと。
- 5 過去(緑化、高反射率塗料は過去10年間)に同一のメニューについて助成を受けていないこと。
(プランター設置は過去に上限(5万円)を超えて助成を受けていないこと)
- 6 販売・譲渡等を予定している建築物等への施工ではないこと。

申請・問合せ先

- 助成金制度メニュー①～⑦について 普及啓発担当 TEL: 03-5246-1281(直通)
 - 助成金制度メニュー⑧について みどり担当 TEL: 03-5246-1323(直通)
- 〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6 台東区環境清掃部環境課



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

① 家庭用燃料電池 (エネファーム) 設置

助成対象要件

一般社団法人燃料電池普及促進協会 (FCA) の指定を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの。

電気使用量が
約**50~70%削減!**
出典:「いま知りたい!家庭用
エネルギー機器」

助成金額 **14万円 (1台まで)**

② 雨水貯留槽 (雨水タンク) 設置

助成対象要件

・雨水を貯めて、二次利用水として再利用できるもの。
※雨水浸透ます、浸透トレンチは対象外。

助成金額

本体、付属機器の購入費及び設置費用の合計の**50% (税抜) 1台の上限 5万円 (2台まで)**

③ 共同住宅共用部用 LED 照明改修 (※新築・増改築に伴う工事は対象外)

助成対象要件

- ・共同住宅の共用部に導入すること。
- ・工事費用が10万円 (税抜) 以上であること。
- ・既存の照明器具の取替工事であること。既存の照明器具を利用、または一部改修、改造する場合は「LED照明導入に関する確認書※(施工業者記入)」の確認事項を満たしていること。

電気使用量が
約**85%削減!**
※白熱電球から交換した場合
出典:東京都/
家庭の省エネハンドブック

(1) 直管型 LED ランプ

- ・固有エネルギー消費効率が60ℓm/w以上であり、定格寿命が4万時間以上であること。

(2) 直管型以外の LED ランプ

- ・定格光束が600ℓm以上2,200ℓm未満の場合は、固有エネルギー消費効率が30ℓm/w以上、定格光束が2,200ℓm以上の場合は60ℓm/w以上であること。(定格光束が600ℓm未満の場合は全て対象)
- ・定格寿命が3万時間以上であること。

※LED誘導灯及び非常灯は「LED照明導入に関する確認書(施工業者記入)」の要件に当てはまるものが対象です。

助成金額 **工事費用 ×20% (税抜) 上限 30万円**

①・②・③に必要な申請書類		HPより ダウン ロード可	個人		管理 組合	法人	
			戸建 住宅	共同 住宅	共同 住宅	戸建 住宅	共同 住宅
1	我が家の省エネ・創エネアクション支援助成金交付申請書	★	○	○	○	○	○
2	我が家のCO ₂ ダイエット宣言書または我が社のCO ₂ ダイエット宣言書	★	○	○	○	○	○
3	本人確認書類の写し		○	○	-	-	-
4	建物の所有者を証する書類(建物の登記事項証明書(全部事項または現在事項)等) ※個人は本人が居住しない場合もしくは賃貸共同住宅の場合のみ。新築の場合は不要。		△	△	-	○	○
5	建物の所有者の施工承諾書(自己所有でない場合または共有で所有している場合。 賃貸マンション・借家・賃貸ビルはオーナーの承諾書)	★	△	△	-	△	△
6	前年度分の住民税の納税証明書または非課税証明書 ※台東区外から転入される方または台東区外に居住する方のみ。		△	△	-	-	-
7	前年度分の法人税(その1、その3)もしくは所得税(その1)の納税証明書または非課税証明書		-	-	-	○	○
8	施工前の写真(全体がわかるもの・施工箇所全て)		○	○	○	○	○
9	施工に係る費用と内訳がわかるもの(見積書・契約書等)		○	○	○	○	○
10	助成対象要件を満たすことがわかるもの(製品の仕様が記載されているパンフレット等)		○	○	○	○	○
11	施工について管理組合等の承諾を得ていることが確認できる書類(議事録等)の写し		-	-	○	-	-
12	LED照明導入に関する確認書 ※施工業者記入	★	-	○	○	-	○
13	LEDランプ新旧対照表 ※現行ランプの型番が不明な場合はランプの種類を記載。	★	-	○	○	-	○

● 助成金申請から支払までの流れと申請にあたっての注意



※工事完了予定日の概ね3か月前から申請できます。

※申請書類の不備や申請受付状況等によって、交付決定が遅れる場合があります。

4 太陽光発電システム設置 (戸建住宅用・共同住宅共用部用)

電気使用量が
約**70%削減!**
※4kwの太陽光発電システムを設置した場合
出典:「いま知りたい! 家庭用
エネルギー機器」

助成対象要件

- ・一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区が認めるものであり、系統連系型の太陽光発電システムであること。
- ・共同住宅共用部用にあつては、共用部の電力供給又は電力会社への売電のために設置するものであること。

助成金額 出力1kwあたり5万円 ※上限 戸建住宅…20万円 共同住宅…50万円



東京都ではソーラー屋根台帳をWebで公開しています。太陽光発電システム導入をお考えの方はぜひご活用ください。
【問い合わせ】クール・ネット東京 TEL: 03-5990-5066

5 家庭用蓄電池システム設置

助成対象要件

- ・蓄電池、インバータ及び充電器により構成されるシステムであり、太陽光発電システム又は家庭用燃料電池と常時接続するリチウムイオン蓄電池であること。
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が指定したもので、太陽光発電システム又は家庭用燃料電池により発電した電力を蓄電できるものであること。

助成金額 蓄電容量 1kWhあたり1万円 上限10万円

※助成金額はSIIのホームページに掲載されている蓄電容量を元に計算します。(製品ホームページやカタログ等に掲載されている値とは異なる場合があります。)

4・5に必要な申請書類		HPより ダウンロード可	個人		法人	
			戸建住宅	共同住宅	戸建住宅	共同住宅
1	我が家の省エネ・創エネアクション支援助成金交付申請書	★	○	○	○	○
2	我が家のCO ₂ ダイエット宣言書または我が社のCO ₂ ダイエット宣言書	★	○	○	○	○
3	本人確認書類の写し		○	○	-	-
4	建物の所有者を証する書類(建物の登記事項証明書(全部事項または現在事項)等) ※個人は本人が居住しない場合もしくは賃貸共同住宅の場合のみ。新築の場合は不要。		△	△	-	○
5	建物の所有者の施工承諾書(自己所有でない場合または共有で所有している場合。 賃貸マンション・借家・賃貸ビルはオーナーの承諾書)	★	△	△	-	△
6	前年度の住民税の納税証明書または非課税証明書 ※台東区外から転入される方または台東区外に居住する方のみ。		△	△	-	-
7	前年度分の法人税(その1、その3)もしくは所得税(その1)の納税証明書または非課税証明書		-	-	-	○
8	施工前の写真(全体がわかるもの・施工箇所全て)		○	○	○	○
9	施工に係る費用と内訳がわかるもの(見積書・契約書等)		○	○	○	○
10	助成対象要件を満たすことがわかるもの(製品の仕様が記載されているパンフレット等)		○	○	○	○
11	施工について管理組合等の承諾を得ていることが確認できる書類(議事録等)の写し		-	-	○	-
12	機器の単線結線図		-	○	○	-
13	太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池との接続図面		○	○	○	○
14	太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池が設置されていることが確認できる写真 (太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池が既設の場合のみ)		○	○	○	○

注意事項

- 助成金交付決定通知書は、交付申請時の申請者住所に送付します。
- 交付決定通知書の日付から**3か月以内**に工事・支払いを終え、完了報告書を提出してください。
※3か月を過ぎると交付決定を取消す場合があります。年度末に係る場合は、完了報告書の提出及び、区による審査を**申請年度の最終開庁日まで**に受ける必要があります。
- 申請後に工事内容等の変更があった時は、別途「計画変更申請書」等の提出が必要です。変更が発生した時点で必ず環境課へ連絡してください。
- 印鑑が必要な申請の場合、**申請から請求まで同一の印鑑**を使用してください。(シャチハタ不可。銀行印である必要はありません)
- 公的機関が発行する証明書は**発行後3か月以内**のものとし、コピーを可とします。
- 申請書類一覧にある書類以外の提出をお願いする場合があります。
- 実績報告の際に提出する施工完了後の写真は、申請時に提出した施工前の写真と同じ場所・同じ角度で撮影してください。
- 予算が無くなり次第、受付終了となります。

6 高反射率塗料施工 (戸建住宅用・共同住宅共用部用)

夏季の空調の電気使用量が

約**7%**削減!

※高反射塗料と一般塗料の比較
出典：日本建築仕上材工業会 / 日本塗料工業会による実験値

助成対象要件

- ・屋上又は屋根部(笠木・立上り含む)等に塗布すること。
 - ・国内の第三者機関(一般財団法人日本塗料検査協会、環境省ETV等)における日射反射率の測定値が近赤外域で40%以上の高日射反射塗料、50%以上の高日射反射防水塗料又は防水シートであること。
- ※工事完了報告にあたっては、使用前後の塗料缶の写真の提出が必要です(防水シートの場合は不要)。

助成金額 工事費用×20%(税抜) 上限15万円

7 窓・外壁等の遮熱・断熱改修 (※新築・増改築に伴う工事は対象外)

助成対象要件

(1) 窓の断熱改修

- ・外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修すること。(サッシと共に改修する場合を含む)
- ・対象となる室内全ての窓の断熱改修をすること。(建物の全部屋ではありません)
- ・改修後の窓の断熱性能が、熱貫流率 4.65W/m²・K 以下(次世代エネルギー基準内)であること。

(2) 外壁等(外壁、天井、床、屋根、屋上)の断熱改修

- ・既存の屋上・屋根、屋根・屋上の直下の天井、外気等に接する既存の壁・床等の改修であること。
 - ・使用する断熱材が「断熱等性能等級4 技術基準」に規定する断熱材の厚さの基準以上であること。
- ※(2)の工事完了報告にあたっては施工中の写真の提出が必要です。

空調の電気使用量が

約**30%**削減!

※従来窓を複層ガラスに改修した場合
出典：日本サッシ協会

助成金額 工事費用×20%(税抜) 上限15万円

6・7に必要な申請書類		HPより ダウン ロード可	個人		管理 組合	法人	
			戸建 住宅	共同 住宅	共同 住宅	戸建 住宅	共同 住宅
1	我が家の省エネ・創エネアクション支援助成金交付申請書	★	○	○	○	○	○
2	我が家のCO ₂ ダイエット宣言書又は我が社のCO ₂ ダイエット宣言書	★	○	○	○	○	○
3	本人確認書類の写し		○	○	-	-	-
4	建物の所有者を証する書類(建物の登記事項証明書(全部事項または現在事項)等) ※個人は本人が居住しない場合もしくは賃貸共同住宅の場合のみ。新築の場合は不要。		△	△	-	○	○
5	建物の所有者の施工承諾書(自己所有でない場合または共有で所有している場合。 賃貸マンション・借家・賃貸ビルはオーナーの承諾書)	★	△	△	-	△	△
6	前年度の住民税の納税証明書または非課税証明書 ※台東区外から転入される方または台東区外に居住する方のみ。		△	△	-	-	-
7	前年度分の法人税(その1、その3)もしくは所得税(その1)の納税証明書または非課税証明書		-	-	-	○	○
8	施工前の写真(全体がわかるもの・施工箇所全て)		○	○	○	○	○
9	施工に係る費用と内訳がわかるもの(見積書・契約書等)		○	○	○	○	○
10	助成対象要件を満たすことがわかるもの(製品の仕様が記載されているパンフレット等)		○	○	○	○	○
11	施工について管理組合等の承諾を得ていることが確認できる書類(議事録等)の写し		-	-	○	-	-
12	施工箇所を示した平面図		○	○	○	○	○
13	第三者機関(一般財団法人日本塗料検査協会、環境省ETV等)による日射反射率の測定値を証明する書類		○	○	○	○	○

8 屋上・壁面・地先・駐車場緑化・プランター設置

助成対象要件 ★助成対象要件や助成金額の詳細については、別刷のパンフレットをご覧ください。

台東区みどりの条例に規定する「緑化計画書」の届出が必要となる緑化工事は対象外です。

(1) 屋上・壁面緑化

(2) 地先(生垣・地植え等)緑化(※新築・増改築は対象外)

(3) 駐車場緑化

(4) プランター設置

助成金額

①屋上緑化 上限30万円、壁面緑化 上限15万円 ②地先緑化 上限10万円 ③駐車場緑化 上限10万円 ④プランター設置 上限5万円

空調の電気使用量が

約**7.1%**削減!

※屋上緑化を施工した場合
出典：環境省ヒートアイランド
対策ガイドライン

◆工事完了報告について◆ (1~7について)

交付決定通知書の日付から3か月以内に以下の書類をご提出ください。全ての書類を提出後、区による審査となります。なお、年度末に係る場合は申請年度の最終開庁日まで審査を受ける必要があります。

1. 完了報告書(交付決定通知に同封) ※印鑑が必要な申請の場合、申請時と同一のものを使用
2. 領収書等、工事に係る費用を支払ったことが分かるもの(内訳が分かるもの)
3. 機器等設置後の状況が確認できる写真(全体が分かるものと施工箇所全ての写真、高反射率塗料施工は使用前後の塗料缶の写真、外壁等の断熱改修は施工中の写真を含む)
4. 建築検査済証 ※建築確認が必要となる工事(新築等)の場合のみ
5. 電力会社との電力需給契約が完了したことが分かるもの(「接続契約のご案内」等の写し) ※太陽光発電システム設置のみ
6. 経済産業省より設備認定を受けたことが分かるものの写し ※太陽光発電システム設置のみ
7. 機器の出力対比表(製造番号、出力特性)の写し ※太陽光発電システム設置のみ